

市政のひろば 主な内容

災害に備える市民病院……………2,3
 9月1日は「防災の日」……………4
 地域包括ケアシステム 第2回……………5
 特別障害者手当等の現況届を忘れずに……………10
 尾張津島秋まつり山車スタッフ募集……………13
 児童扶養手当等、現況届を忘れずに……………17

第13回愛知県市町村対抗駅伝競走大会津島市
 代表候補選手選考会……………19
 院長コラム……………22
 私のカルテ……………23
 子どもの目……………24
 アンケート……………28～30
 街角散歩……………31

**行政
&
暮らしの情報**






電話 ファックス ホームページ Eメール
 (各担当課のGはグループの略です)


お知らせ

**「障がい者計画等」の
録音テープの貸し出し**

平成30年3月に策定した「津島市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の内容を録音したカセットテープの貸し出しを行っています。

このテープは「朗読ボランティア 声のたより」の協力で、視覚に障がいのある方などのために作成したものです。テープの貸し出しを希望される方は、左記までお問い合わせください。

問合 福祉課福祉G
 ☎ 24-11115
 ✉ 24-11388

**特別障害者手当等の現況届を
忘れずに**

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受けている方は「現況届」を、愛知県在宅重度障害者手当を受けている方は「所得状況届」を、毎年提出してください。

この届けは、手当受給者本人、扶養義務者などの平成29年中の所得の状況を確認し、今後もし引き続き手当を受給するために必要です。

届出用紙は8月上旬に、対象となる方に郵送します。

この届けを提出しないと、手当の支給が停止されますので、必ず期間内に手続きをしてください。

なお、介護保険施設等に入所もしくは医療機関に3カ月以上継続して入院している方は受給できません（障害児福祉手当は、入院中の方も受給できます）。該当の方は速やかに手当喪失届を提出してください。届けが遅れると、手当を返還していただくこととなります。現在、支給停止中の方も届けが必要です。

受付期間

- ①特別障害者手当・障害児福祉手当：経過的福祉手当
8月10日(金)～9月11日(火)
- ②愛知県在宅重度障害者手当
8月1日(水)～31日(金)

受付・問合

福祉課福祉G
 ☎ 24-11115

**「ヘルプマーク」の配布が
始まりました**

愛知県障害者差別解消推進条例に基づき取り組みの一環として、援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるための「ヘルプマーク」を配布しています。

対象

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要とする方（障がい種別、等級、疾病、障害者手帳の有無等は問いません）

配布場所 福祉課

※配布は1人1個までです。

**ヘルプマークを身に着けた方への
配慮について**

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車やバスで座席を譲ったり、困っているようであれば進んで声をかけるなど、「思いやりのある行動」をしていただくと幸いです。

問合 福祉課福祉G ☎ 24-11115
 ✉ 24-11388





夏の安全なまちづくり県民運動
8月1日(水)～10日(金)

- ・スローガン(3N運動)
犯罪にあわない 犯罪を起こさせない 犯罪を見逃さない
- ・住宅を対象とした侵入盗の防止
 - ・短時間の外出でも、在宅中でも必ずカギをかけましょう。さらに、窓やドアはツーロックにしましょう。
 - ・センサーライトや補助錠、防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
 - ・不審者を寄せ付けないよう地域ぐるみで「あいさつ、声かけ」運動を広げましょう。
- ・子どもと女性の犯罪被害防止
 - ・子どもを一人で遊ばせないようにしましょう。また、子どもが出かけるときは、行き先を告げさせるようにしましょう。
 - ・なるべく人通りが多く明るい道を通り、防犯ブザーや笛を携帯していつでも使える状態にしましょう。

振り込め詐欺の被害防止

- ・言葉巧みな犯人と会話をしないで済むように、在宅でも留守番電話に設定しておきましょう。
- ・お金の要求に対しては、「すぐに振り込まない」「ひとりで振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」を徹底しましょう。
- ・「電話番号が変わった」などと連絡があつたら、必ず変更前の番号にかけて確認しましょう。
- ・電話の近くに連絡表(相談する家族の連絡先・警察署電話番号)を貼っておきましょう。

自動車盗の防止

- ・車両から離れるときはカギをしっかりかけ、車両の中に財布や貴重品、カバンを置かないようにしましょう。
- ・照明や防犯カメラなど防犯対策が取られた駐車場を選び、イモビライザーや警報機などの盗難防止装置を取り付けましょう。

問合せ 市民協働課地域コミュニティG
☎55-93088



「子どもの人権110番」強化週間

8月29日(水)～9月4日(火)

強化週間中は、相談時間を延長し、全国一斉に電話相談を実施します。

相談時間

平日 午前8時30分～午後7時
土・日曜日 午前10時～午後5時
※強化週間外は平日の午前8時30分～午後5時15分

内容 いじめ・虐待など、子どもの人権



同和問題
について

同和問題は、「同和地区」や「被差別部落」などと呼ばれる地域に生まれ、そこに住んでいるだけで差別されることがあるという重大な社会問題をいいます。歴史的過程で形づくられた身分制度に由来すると言われるています。

津島市では、初めて平成16年に「津島市人権施策推進プラン」を策定し、同和問題を人権課題の重要な柱として位置づけ、その解決に向けた取り組みを積極的に行っています。

にかかわる悩みごと、心配ごとなどの相談
※相談内容の秘密は固く守られます。ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

相談専用電話
☎0120-007110
(フリーダイヤル)

問合せ 名古屋法務局人権擁護部
☎052-952-8111
内線14803

しかしながら、平成26年度に実施した市民意識調査の結果を見ると、結婚について「差別はあると思う」と回答した人が約6割を占めており、結婚についての差別の実情がうかがえます。また、同和問題の解決に対する考え方については「基本的な人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだ」と思う」と回答した人が約3割であり、市民一人ひとりの意識改革が重要です。

同和問題の正しい理解により意識改革が図れるよう、講座や講演会の開催、市政のひろばや市ホームページへの掲載などにより、人権教育・啓発活動を継続して取り組んでいきます。

個人事業税第1期分の納期限は8月31日(金)です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。
8月中旬に県から納税通知書をお送りします。

最寄りの銀行、農協、ゆうちょ銀行(代理店の郵便局を含む)などの金融機関もしくはコンビニエンスストア(納付金額が30万円以下のものに限る)または県税事務所で納付してください。

今年度から、第1期分と第2期分の納付書を同封して送付しますので、納付にあたっては、納付書をお間違えのないようご注意ください。

詳しくは、ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>
問合 西尾張県税事務所
☎05869-4533-699

お知らせください

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取壊しや新増築、用途変更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされた場合ご連絡ください。

※平成30年1月2日以降に新増築された家屋について、固定資産税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

問合 税務課固定資産税G

☎55-92664

浄化槽の法定検査を受検しましょう

浄化槽は、その機能を維持するため、定期的な清掃・保守点検に加え、指定検査機関による法定検査が必要です。生活排水による水質汚濁を防止するため、必ず受検してください。

設置後等の水質検査(1年目)

浄化槽の使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に、浄化槽が適正に設置され、生活排水が浄化されていることを確認します。

定期検査(2年目以降毎年1回)

浄化槽の機能が発揮され、所定の放流水質が維持されていることを確認します。

指定検査機関(申込先)

(一社)愛知県浄化槽協会(名古屋市中村区)

☎052-481-7160

台風や豪雨に備えて浄化槽設備の自己点検をしましょう

台風や豪雨などによる冠水時に、浄化槽の蓋が外れ、汚物が流出する可能性があります。日ごろから、浄化槽設備の自己点検をしてください。

問合 生活環境課環境保全G

☎55-93338

第60回水道週間アンケート実施結果

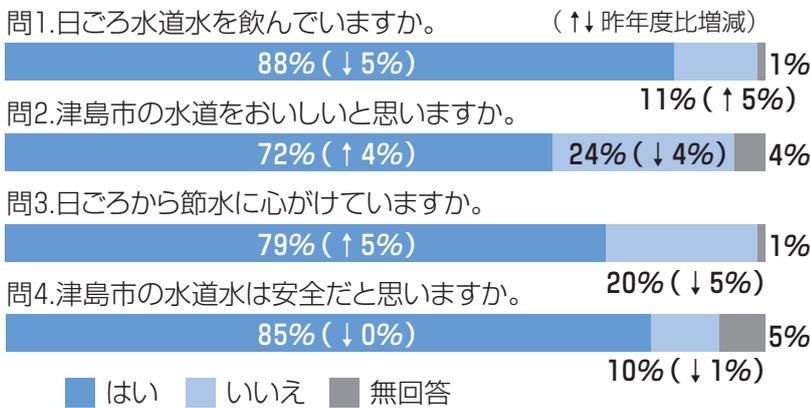
6月1日～7日の1週間、水道水に関するアンケートを実施しました。341人の方から回答をいただき、ありがとうございました。その結果は次のとおりです。

これからも安全でおいしい水道水の供給に努めます。

問合 上下水道部管理課管理G

☎55-9728

第60回 水道週間アンケート結果



家庭での節水のポイント

家庭では、次のようなことを心がけていただくと水の節約となり、家計にも優しくなります。

- ・歯磨きやシャワーなどは、水を出しっ放しにせず、こまめに蛇口を開け閉めする。
- ・食器は、油污れなどを新聞紙や布で落としてから水洗いをする。
- ・お風呂の残り湯を洗濯、ふき掃除、植木の水やり、まき水などに再利用する。
- ・水洗トイレの洗浄レバーは、大小を使い分ける。